

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[2026年3月17日開催（主要行等との意見交換会）]

1. 現下の国際情勢を踏まえた資金繰り支援の徹底等について

- 物価高や人手不足、米国の関税措置への対応等に加え、中東情勢の影響を受け、厳しい経営環境に直面する事業者も多く存在するものと認識している。
- こうした状況を踏まえ、各金融機関においては、より一層の金融仲介機能を発揮し、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることのないよう万全を期すとともに、事業者に寄り添い、一歩先を見据えた経営支援を講じていただきたい。
- また、こうした不透明な国際情勢のもと、金融市場のボラティリティも高まっているところ、決算期を控え、市況の急変等に迅速に対応できる態勢が確保されているか、改めて自行の状況を確認していただきたい。

2. 南海トラフ地震への対応に係る監督指針等の一部改正について

- 南海トラフ地震に関連して金融機関が取るべき対応の一層の明確化に向け、各業態の監督指針等の改正案についてパブリックコメントを実施していたところ、2026年2月10日にその結果等を公表するとともに、同日付で改正後の監督指針等の適用を開始した。
- 各金融機関においては、改正後の監督指針等の内容も随時参照いただきながら、引き続き、南海トラフ地震を含めた災害時における適切な対応に万全を期していただきたい。

3. 地域金融力強化プランを踏まえた監督指針の一部改正について

- 2026年2月20日、地域金融力強化プランを実行に移す一環として、M&A・事業承継支援の強化、「経営者保証に依存しない融資」の促進、デジタル化支援及び人材確保支援の強化に向けた「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等を公表した。改正後の監督指針は4月1日より適用開始となる。
- 各金融機関においては、地域や顧客企業のビジネスモデル・経営戦略を踏まえ、必要に応じて改正後の監督指針等の内容も随時御参照いただきながら、引き続き、地域の持続的な成長を後押しすべく、金融仲介機能の一層の発揮

に努めていただきたい。

4. 「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」及びQ&Aの一部改定について

- 2026年3月16日、一般社団法人全国銀行協会を事務局とする「中小企業の事業再生等に関する研究会」が、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」及びQ&Aを一部改定した。改訂版ガイドライン及びQ&Aは4月1日より適用される。
- 今般の一部改定は、足元における中小企業の事業再生等に向けた支援のニーズの高まりを踏まえ、地域経済の維持・成長に向けた早期事業再生やその手段としての事業承継・M&Aの重要性、有事の対応の迅速化・円滑化に向けた平時からの中小企業者・債権者間のコミュニケーションの重要性を示すほか、活用実績を踏まえた実務上の取扱いの明確化等を行い、本ガイドラインの実効性を一層強化することを目的としている。
- 各金融機関においては一部改定も踏まえ、引き続き本ガイドラインの趣旨・内容について一層の浸透・定着を図るとともに、円滑な事業再生等に向けた主体的な支援に努めていただきたい。

5. 犯罪収益移転防止法施行規則の改正について（対面の本人確認方法の見直し）

- 2026年3月6日に犯罪収益移転防止法施行規則が改正され、対面で写真付き本人確認書類の提示を受ける現行の方法について、対象書類をICチップ付きのものに限定するとともに、当該ICチップの情報の読み取りを必須とすること、また、それ以外の確認方法を原則として廃止することが決まった。
- 非対面での本人確認方法については、2025年6月に同法施行規則が改正されており、今般の改正により、対面、非対面ともに、口座開設時などの本人特定事項の確認は、原則としてICチップの情報の読み取りにより行われることとなる。ICチップ自体の偽変造は、一般的に券面の偽変造に比べて困難とされており、偽造身分証での口座開設・不正利用への対策としてきわめて高い効果が期待される。
- 非対面での本人確認方法に係る改正と同様に、2027年4月1日の施行となるため、各金融機関においては、システム対応等を着実に進めていただきたい。

6. 証券口座への不正アクセス・不正取引に係る監督指針の改正について

- 証券口座への不正アクセス・不正取引事案は、証券業界に限らず、金融業

界の信頼を揺るがしかねないものであり、2025年7月には、フィッシング耐性のある多要素認証の導入といった対策強化を要請した。各業態の特性に応じて講ずべき対応を監督指針に反映するため、2026年2月27日に改正版を公表した。

- 銀行のインターネットバンキングにおいては、不正送金被害が引き続き発生していることに加え、足元では顧客のログインID・パスワードが窃取され投資信託が不正に解約される事例が発生していることから、対応可能な対策から順次速やかに対応いただきたい。

(参考) 警察庁「令和7年上半期におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」によれば、インターネットバンキングにおいて、令和7年上半期は約42.2億円(昨年同期比で約1.7倍)の不正送金が発生。

- 金融庁では、不正アクセス・不正取引に関する対策状況について、改正後の監督指針等に照らして適切にモニタリングしていきたい。

7. プライベートアセットファンドの販売について

- プライベートアセットファンドについて、これまでは機関投資家を中心に活用が広がってきたが、近年、中堅・ネット系証券会社、地域銀行等においても取扱いが開始され、小口で購入できる商品も販売されているなど、富裕層を中心とする個人投資家への投資機会が拡大している。
- 当該商品は、流動性、情報開示、評価額の透明性・評価頻度といった観点で伝統的資産と異なる特性があるほか、プライベートアセットの種類によっては、顧客による投資対象資産の理解の難度が非常に高くなると考えられる。
- このため、当該商品の提案・販売に当たっては、適合性の原則を遵守することはもとより、顧客において流動性や元本毀損リスクが許容できること、当該商品以外の保有資産も含めた最適なポートフォリオ提案を行うこと、顧客が商品性等を理解できるよう分かりやすく説明することなどが重要である。
- この点、勧誘開始基準として、保有金融資産の下限額や保有金融資産に占める当該商品等(低流動資産や高リスク商品)の上限割合を設定している金融機関が一般的である。
- 当該商品については、スタートアップへの成長資金供給の役割や投資家の最適なポートフォリオを構築する商品の選択肢の一つとして有効であると考

えており、健全に市場を発展させていくためにも、販売会社において、適切な顧客層に対して、適切な提案・販売を行っていただくことを期待している。

8. 来年度のレビキャリア事業等について

- レビキャリアについて、2026年4月より制度改正を予定している。主な改正点は、①都道府県ごとの年収要件の見直し、②給付金支給上限額の引き下げ、の2点である。限りある予算をより多くの方に御利用いただくための改正である点を御理解いただきつつ、人材登録のほか、仲介役としてのマッチング創出にも引き続き御協力いただきたい。

(参考1) 2026年2月末時点での実績は、大企業人材の登録者数：累計6,451人、登録金融機関数：236機関、マッチング件数：349件

(参考2) レビキャリアの制度変更は、①申請期限の延長(2026年3月末→2027年2月14日)、②年収要件の見直し(500万円以上→東京都等4都府県550万円以上、北海道等33道府県500万円以上、青森県等10県450万円以上)、③給付金支給上限額の引き下げ(450万円→420万円)

- また、2025年12月19日に公表した地域金融力強化プランを踏まえた改正監督指針が2026年4月に施行予定となっている。この中で、人材紹介業務を顧客企業のライフステージに応じた事業者支援のソリューションの一つとして位置付け、人材紹介業務を行う際には、人材紹介会社等との連携とともに、顧客企業の経営課題等を適切に把握し人材要件を精緻化すること等が重要としている。こうした点に留意しつつ、人材紹介業務を通じた事業者支援にも引き続き取り組んでいただきたい。

9. 企業価値担保権信託契約等の書式例等の公表について

- 2026年3月11日、企業価値担保権の信託契約書(設定契約書)・貸付特約書(コベナンツ)の書式例について、解説書等とともに公表した。
- コベナンツについては、海外のキャッシュフローレンディングも参考に、事業の将来性に基づく融資を支える基本的な考え方が示されている。
(例) コベナンツ抵触は(担保実行というよりも)経営改善に向けた対話の契機。
- デフレ脱却・金利上昇・資金需要の増大が見込まれる状況において、融資の在り方について見直しを検討される場合に参考になる資料と思われるので、ぜひ御覧いただきたい。

10. 「AI ディスカッションペーパー（第1.1版）」の公表について

- 2026年3月3日、「AI ディスカッションペーパー」の第1.1版を公表した。これは、2025年6月から12月にかけて開催した「AI 官民フォーラム」での議論等を踏まえ、2025年3月に公表した第1.0版にアップデートを加えたものである。
- 第1.1版では、「AI 官民フォーラム」で共有された知見等を参考とし、
 - ・ AI を顧客向けサービスに活用する場合を念頭に、①設計と事前検証、②顧客への適切な説明・注意喚起、③検証・モニタリング、④ガバナンスの4つの局面に分け、それぞれの局面でのリスク低減に向けた取組事例を紹介しているほか、
 - ・ AI の利活用を通じて、業務効率化や新たなビジネス創出を具体的な取組として進めるフェーズに移りつつあり、経営トップが先導して、着実に業務プロセスの改善を進めていくことが期待されることなどの追記を行っており、今後 AI の利活用を進める際の一つの参考としていただけたらと思う。
- 今後も、各金融機関では、AI によるビジネスモデルの高度化すなわち「AI トランスフォーメーション」の取組も進んでいくと思うが、その際、リスク管理や法規制等の関係で、御懸念などがあれば、遠慮なく御相談いただきたい。

11. FATF による「ステーブルコイン及びアンホステッド・ウォレット (P2P) に関する報告書」の公表について

- 金融活動作業部会（FATF）は、2026年3月3日、「ステーブルコイン及びアンホステッド・ウォレット（P2P）に関する報告書」を公表した。

(参考) FATF プレスリリース
<https://www.fatf-gafi.org/en/publications/Virtualassets/targeted-report-stablecoins-unhosted-wallets.html>
- 同報告書は、ステーブルコインの利用が急速に拡大する状況において、銀行を含めた伝統的金融との相互接続の進展も踏まえ、ステーブルコインの悪用事例、脅威・脆弱性、各国の好取組事例、官民への推奨事項を取りまとめたものである。
- 銀行セクターとの関係で申し上げますと、カスタディアンや仲介者、償還の

取り次ぎなど、銀行等の金融機関がステーブルコイン・エコシステムで担い得る複数の役割が整理されている。これらの役割に応じ、発行・流通・償還の各段階でのML/TF/PF リスクの適切な把握と統制の実施が求められている。

- また、ステーブルコイン発行体は、ML/TF/PF リスク評価及び、流通市場の監視・設計段階における適切なガバナンスの組み込み・凍結／焼却機能等のスマートコントラクト制御といったリスク軽減策の実施が推奨されている。
- ステーブルコインの発行や取扱いの検討に当たっては、本報告書の示すリスク及び好取組事例を踏まえ、適切な統制・ガバナンスの構築に留意いただきたい。

(以 上)